

長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子 地区説明会 議事録

日 時 平成17年11月 1日(火)
午前10時～正午

場 所 のうさい長野会館6階
大会議室

事 務 局

（あいさつ、条例骨子の説明）

それでは、これから質疑応答ということでお願いするわけですが、質疑にあたっては挙手をお願いいたします。いったん事務局の方でマイクをお持ちしますので、マイクをとおして質疑をお受けしたいと思います。

それでは、今の骨子について質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。

県 民

と申します。まず3ページの県による地球温暖化対策のbの3行目、「県は、24時間営業又は自動販売機に関して、地域（市町村・地区）からの申し出を受けた場合」となっていますけれども、これは地区というのはどの辺までが地区というふうに想定されるんですか。

高木委員長

私たちの考えでは、エリアの広さは考えていません。というのはどんなエリアでも一応対象として考えていきます。ひとつの市がまとまらなければいけないとか、ひとつの村がまとまらなければいけないということではなくて、もっとごく狭い。ただ現実問題として例えば、家2軒でどうするかというふうな話になってくると、まずはそれはもうちょっと広げてくださいという話はあるかもしれませんが、要するに町内会みたいなイメージで考えていただければいいと思います。

県 民

あと5ページの一番下の辺ですが、「『エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者』は、たとえば、『エネルギー使用量（熱＋電気）が原油換算でk /年以上の事業者』」というのは、どうやって調べるのですか。

高木委員長

先ほど事務局の方から説明がありましたので、国の省エネ法で別にエネルギーを、これとまったく同じような内容のエネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者の定義があるんですね。国では1,500k 以上ということになるんですが、まだ決まってないんですが例えば、そのままそれを使うには、その人たちがもう明らかに指定事業者ということで、もうオープンになっていますので、その方々からスタートすることは、あまり問題はないだろうと。

我々の意図としているのは、国が例えば1,500k というラインを切っているのならば、当然県ですから例えば2,000k とか2,500k と大きくするつもりはまったくなくて、1,500k 以上の事業者ということで一応切るかもしれないけど、それをどんどん網の目を細かくして行って、できるだけ多くを拾い上げる。

ただし前回の説明会でもあったんですが、例えば家族3人でやっているお豆腐屋さんはどうするんだという話になってくると、そこは行き過ぎだろうというところはありますので、やっぱりこの計画をつくったりするときには一定以

上の事務的作業を伴いますので、ほんとに家族経営のところにもまで広げるのは、果たしてこの条例の趣旨であっているかと言われると、そこまではするつもりは今のところはありません、というのがお答えです。

県 民

ということは、とりあえず1,500k というのが基準で、そのあと徐々に下げていくけど、個人単位はどうやら行き過ぎだろうということで、その間で徐々に数字を下げていくという見通しがある。

高木委員長

はい。じゃあどこまで下げるのかというと、例えば県の中で正確な単位はよくわからないんですが、例えば電気・ガス、すべてのエネルギー使用がこれだけありますよと。そのうちの、例えば国と同じ省エネ法の1,500k 以上の事業者というのを切ってみたら、全体の4割がそこにかかってきたと。残りの6割は全然、手つかずの状態。これはちょっと問題があるかと思うんですね。それが例えば4割、5割、6割、7割と増えていって、10割までいくのは絶対やり過ぎなので、例えば8割がいいのか。7割がいいのか、9割がいいのか、その辺に関しては実際の報告を受けていて、これは相当ご負担をおかけしているなということがわかってくれば、そこまではやり過ぎだよなということで、調整範囲内ということですね。

きちんとした答えになっていませんが、意図しているところはそういうことです。全体のエネルギーの何割を捉えることができるのかというのは、絶えず見ながらやっていかないといけないというところを認識しております。

県 民

じゃあ、今のニュアンスからいくと、5割以上網羅できる範囲で、10割は行き過ぎかなというそんな感じでいくことですね。はい、分かりました。

あとは、の で下の注意書きの「『エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者』は、原油換算で k /年以上」というのも、これも同じように1,500k 以上をとりあえず把握してから、徐々に上げていくという感覚なんですか。

高木委員長

はい。ただ、この部分でいいますと、例えばどういう事業者なのかということにもよるんですが、例えば大手のスーパーなんかは、ひとつの事業体が支店を幾つも持って営業している形式ですね。その場合には、当然大手のスーパーのところでいけると思うんですが、例えばコンビニエンスストアでは、オーナーが自分のお店をフランチャイズチェーンの協力を得ながら営業しているわけですから、そうなると例えばフランチャイズチェーンそのものに対して合計することはちょっと無理があるんだろうなと。

要するにフランチャイズチェーンではなくて、オーナーの店舗の使用量ということで、例えばそういうふうになると、コンビニエンスストアはエネルギー使用量の多い、一定以上の事業者には入らないのかということ、一店一店そういうオーナーでやっていらっしゃるものを、この中に入れていくのはなかなか難しいだろうと。また現実には、そういうオーナーさんのところに、この義務を義務づけしたときに、果たしてその上の計画書や報告書は、家族経営をされているコンビニエンスストアでできるのかという問題も当然出てくるかと思えますし、それに対して大手のスーパーチェーンなんかだと、当然大規模にやって展開していらっしゃるわけですから、こういうことをご負担をかけるかもしれないけど、こういう計画をつくること自体は不可能ではないんじゃないかという

のが我々今のところ見ております。

県 民

24時間営業じゃなくても、電気をいっぱい使っている事業もあるわけですね。それは全体として1,500k、その前の事業者のところで含めるということですか。

高木委員長

そうです。24時間を別扱いしているのは、場合によっては24時間というような、24時間とか自動販売機に関しては、数字が少しずつ変わっていく可能性はあるという、その前のものとは、可能性だけです、今のところは。どうするということとは言えません。

県 民

それとあと、その6ページの、エネルギー供給事業者というやつで、エネルギー供給事業者というのは、電力以外にはガソリンスタンドとかということですか。

高木委員長

はい。電気・ガス、それから石油類の販売をされているとか、もちろん薪の販売とか、炭の販売とかもひっかかる。その人たちは、これに当てはまるかどうかということですが、一応そういう方をイメージしています。

県 民

これは例えばというところは、現在出ている kWh以上供給している事業者ということは電力会社しか思い。そのほかに、だから原油換算で何k以上供給している事業者というのは、一括で、細かく決めているということですか。

高木委員長

そうです。ここには電力のことしか書いてありませんが、必要に応じて例えばLPガスとか都市ガスとかが対象になってくるかもしれない。ただ先ほどもちょっとご説明があったのですが、今、都市ガスとかLPガス、いわゆるガス類に関しては、今の組成を変えることは法律で禁じられているというのが現実でございます。例えば下水処理場でメタンを発生させて、そのメタンをLPガスの中に混入するということは認められないという現実があります。

したがってLPガスの組成そのものに、たとえどんなに大量にLPガスを販売されていても、LPガスの組成あるいは都市ガスの組成そのものに手を入れることはできないことは理解しています。

それでも、例えば事業体として自社ではこういうことはできないけど、例えば植林活動に手を入れ、一生懸命頑張っているとか、社内の省エネ化を一生懸命頑張っているみたいなことは、ひょっとしたら出てくる可能性はあるかなということには期待しています。

県 民

それから、8ページの、低公害車が「たとえば、ハイブリッド自動車、電気自動車など」というのは、これは温暖化防止の条例なんですよ。だからハイブリッドまでは許せるかもしれないけど、電気自動車というのはほんとに温暖化防止に役立っているのかというと、非常に疑問があるところなんです。

環境全体に考えたらハイブリッド自動車もまだまだ環境に優しくない自動車だと僕は思っています。それは廃棄まで考えると、まだまだリサイクルが確認されていない部品がまだまだいっぱいあるので、この辺はどうなのかなというのを感じました。ただ低燃費車というのが、いいなと思いましたけど。それ

はそこまでなんですけど、その辺はどうお考えですか。

高木委員長

おっしゃることはよく分かります。要するに国の方で、一応こういうような規定がありまして、例えば液化天然ガスを使った自動車はどうするんだとか、いろいろなことがあるわけですね。その自動車をつくっているメーカーあるいはそれを販売しているディーラーに関しては、当然そういうものは、そういう環境に優しい車として、国で認められたものとして扱っているわけですから、例えばその中でハイブリット車は長野では、そういうものから外すんだというのを、余り強くは言いにくいという事情もあります。

だけど今、ご指摘のご意見を受けて、具体的にじゃあここで低公害車とか、低燃費車と書いてあるけど、このところは「たとえば」の中身はどういうふうにしていったらいいのということは、ちょっと検討させていただいて、今いただいたご意見、参考にさせていただきたいと思います。

川妻委員

このところはむしろ、購入のことについてあれしてるんですが、車の使い方ということが、県民一人一人が便利だからということで手早く車に乗って道路を専有しながらちょこちょこ行くというふうなスタイルを、やっぱり変えていかないとだめだというふうなところが大事なところでもあるので、この低公害車、低燃費車のあれについて余り厳密にやっているとちょっと不都合があるんで、私たちの趣旨としては、自動車使用に伴う排出をいろいろな形で削減するひとつとして、この車の中身も環境面から考えてくださいよということが、伝わる必要があるんじゃないかなと思うです。

県 民

それはそうなんですけど、それであるならば、例えば今おっしゃったその大きな車ではなく、小さな低燃費というのを いいかなと。前使っていた車が低燃費だよ、というのは余り 削減できないというか 。

高木委員長

おっしゃることはそのとおりなので、いわゆる今の自動車のシール、排出。優・良とか、そんなようなのが書いてあるんです。あれに関しても、例えば1.5トンとか2トン近くもあるような車で、リッター6、7キロしか走らないのに、三つ星マークがついているという自動車も、現実にはあるわけですから、じゃああれならいいのという話になるのは巻き込まれたくないので、その辺ちょっと表現を含めて考えていきたいと思います。

県 民

それと9ページ、2つぐらい。家電製品等に係る対策でbのところ、「家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い」ということで、先ほど小さなお店ではちょっと難しいだろうというお話があって、ちょっとひらめいたのですが、これってメーカーに義務付けできないんですか。

事務局

その件ですが、経産省（経済産業省）の方でメーカーに義務づけている、省エネラベリング制度というのがございます。

それもあつたんですが、減CO₂プランというのがあります。6ページの真ん中より、やや下をご覧いただきたいと思います。ここに省エネ機器の普及規模で、信州省エネラベルキャンペーンの実施というのがありまして、左のほうにちょっと小さいんですが3つAがついているのがございますね。こういったものはイニシャルコストだから、購入費と10年間の電気代と足して、電気の使用

量が減りますよとか、ランニングコストが安くなりますということで、省エネラベリング制度という国の経産省のものが、効率がいいですよとやっているだけで、そういうものがないということで、こういった省エネラベル、こういったものをイメージして、こういったものの掲示を進めていきたいということですね。

経産省の方で、メーカーに義務づけた部分があるものですから、一応メーカーさんも、これが広まっていけば積極的に導入してくれるんじゃないかと思うんですが、国でやっている部分と義務付けというのはちょっと難しいだろうからという部分がありまして、これの普及ということで考えています。

県 民

わかりました。

それで、このラベルをつくるにあたって、実際に県で試験なりなんなりして測っている、それともメーカーのデータをそのまま鵜呑みにして、それをつくっているんですか。

事務局

先般冷蔵庫が問題になっているんです。一応、客観的に電力消費量というのは測るすべをあまり持っていないものですから、基本的にはメーカーが国に届け出た数値、それもJISの規格で、こういう条件においてやったときには、これだけ消費しますというものについて、そのデータに基づいて表示しているということです。この間冷蔵庫が問題になったのは、JISの規格で計測方法が使用実態とかけ離れているじゃないかという話がありまして、これについて今、経産省で研究会を立ち上げて見直すべく動いております。

ですから本当に使用の実態に合わせた形で、多分今後も見直されて直ってくると思いますので、そういった検査とかにお金を割いてまでやる必要があるかどうかという部分がありますので、一応はメーカーサイドで出した数値に基づいてということでやっております。

県 民

それはそれで、どこかにお断り文が書いてあるということですか。これはメーカーのデータを元にして作りましたとか。

事務局

現在の省エネラベルはそういう形なのですが、今後はこれを使うかまた検討しますけれども、必要な場合には今ご指摘があったように、何に基づいているかという部分については明示を心がけていきたいというふうに思っています。

県 民

あとは、10ページの下のところbの「県は再生可能エネルギーを導入・活用する。」というのは、少し先ほどもご説明いただきましたけれども、その部分はいまいち腑に落ちないというか、なぜ努力義務で終わってしまうのかというのがわからないんですけど。

事務局

はい。この努力義務というのは、話をするとあれなんですけども、やはり義務づけてというか、再生可能エネルギーは今のところコストは高くという部分がありますので、必ずしも全部というか、一気にやるというと財政的な負担も大きいですし、全部やると言えれば、非常に胸を張ってられるんです。しかしそれもままならないということで、一応努力義務ということで、率先してやっていきます、設置についても積極的にやっていきますよという気持ちはあるんですが、そういったことで義務付けて、実行できるかということその辺で疑

問がつくということで、努力義務ということをお願いしているということですから言いたいのは山々なんです、なかなかそこまでは踏み込めない。

県 民

ちょっと僕、この文面でいくと誤解していたのかもしれないですけど、県というのは県が所有するその施設のことを言っている。

事務局

そういうことです。

県 民

だから県の事業として、新たに第3セクターなのかよくわかりませんが、何か事業を立ち上げて、再生できるエネルギーを使える施設をつくって、再生可能エネルギーをつくれるような施設をどこかにつくろうと、そういうのは含まれてないということですね。そういうのは、県ではできないんですか。

川妻委員

私は、県のあれじゃないので仮に言うわけにいきませんが、ここで想定しているのは県の公共施設なり、いろいろなところで県自身が実際にエネルギーを使っているものを、転換していくということをこういう形になっている。

新しく事業を立ち上げる場合には、環境基本法から条例案、その他を駆使して、できるだけ言われたような方向へ転換をしていく方向なんです、直接これに該当していることではなくて、現行のことを念頭には置いているんですけど、それが当然新しくそういう事業をやる場合には、当然その問題は議論になると思うんですけどね。

県 民

だから県立の発電所というかそういうのは関係なくということですね。

事務局

県には企業局といって、地方公営企業法上でつくれるものがありまして、電気とかガスはやっておりまして。企業局のガスについては、長野都市ガスというものをつくって、東京ガスと一緒にしてやっております。ですから県が行う、この公立制といった部分あるいは肥大化するという部分から、見直しの中で企業局の行ってきたガス事業は、そういう形になりましたし、電気についてはご存じのように企業局に電気課というのが昔ありまして、発電事業をダムで行ってございました。それについても、見直しを行うということで、施設も老朽化しているという事実もあったようですけれども、今後例えば電力会社に売却というようなことも、視野に入れて行っています。

自前で持っていればいいんじゃないか、言っていることとやっていることが逆行したんじゃないかというご意見もありますけれども、県も全くしないという、今後開発するかしないかというのわかりませんが、今のところはそういう形で儲け仕事といえば変なのですが、そういったところから手を引くというような形で、小さな県の行政組織ということで目指していこうとしていますので、お話がありましたように今後、例えばいろいろな調査研究もありますけれども、マイクロ水力発電の方法ですとか、あるいはバイオマス、ごみ発電がいいか悪いかわかりませんが、そういった部分でいろいろ皆さんにお願いしていく前に、実証実験的なプラントをつくるか、そういうことも想定すればできると思うんです。

ただ積極的に進めていくかということ、非常に難しいのではないかと思います。

県 民

あと最後に12ページの、啓発及び環境教育・環境学習の、啓発に係る対策で、「県は、市町村、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会などと協働して、県民及び事業者が」うんぬんというふうにあるのですが、実際に活動に対して意欲が生じるようにするのに、具体的にはどうするというのがちょっとよく分からないのですが。

高木委員長

例えば意欲が生じるというのは、この次の13ページの実効性の確保の検証を行うというようなこともあり得ますよね。事業者で、非常に積極的に省エネを行ったり、例えば太陽光発電その他、再生可能エネルギーの導入を一生懸命やっていたところに関しては、年に一度今年のエコ大賞みたいな感じで、表彰することで意欲が生じるという方向もあるし。まずそれよりもっと大事なこととしては、温暖化対策をすることが県民とか事業者にとってどんなに大事か、あなたにとっても大事なことなんだよということを、きちんと理解していただくことが何より大事なわけですから、それをやっていきたいと。

具体的に何をやるかという、温暖化防止活動センターとか地域協議会とまさに相談しながら、どんなことをこの地域でこういうことをやりましょう、この地域はこういうことが必要ですみたいなことを相談しながらやっていこうという、大枠が決まっているだけで、具体的に何をいつというのはまだ決まっています。

県 民

僕も（地球温暖化防止活動）推進員をさせていただいている中で、非常にここは問題というか悩むところなんで、何かないかなと思ったんです。

高木委員長

だから推進員をやってらっしゃるわけですから、県に対しても推進員の活動方法というようなことで県あるいは（温暖化防止活動）センターに対して、推進員をもっとこういうふうに使えないかというようなことを、いろいろな形で提言をしていただきたいし、それをできるだけ吸い上げることができる、その県やセンター、地域協議会が さんのご意見に対して、全然積極的でなくて「条例を書いてあるじゃないか」というふうに、この条例を使っていただければいいんじゃないかと思うんですけどね。

県 民

わかりました。ありがとうございます。以上です。

事務局

非常に具体的な、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。ほかにございますか。はい。

県 民

長野の と申します。県民計画をつくるときに、携わったものですから、非常に興味があって参加させていただきました。

私のほうからちょっとこの資料を見て、こんなに具体的にになって県民計画がよいよスタートするのかなということで、 出させていただきました。

一応これ、資料を読めばいいということもあるかもしれませんが、私はちょっとここでせっかく来たのでお聞きしたいのは、これは委員の方々がこれをつくるときに、どんな思いがあって、どこら辺をアピールしながら進めてこられたか、どこら辺にこだわりがあったかというのをちょっとお聞きしたいなと思いますので、ぜひそれぞれの方々のご意見をお願いしたいなと思います。

ひとつ、それから最初をお願いしたいと思います。

それぞれ違うと思うんで、そういう質問をされたのは今までなかったもので、せっかくの機会なのでお話しさせていただきます。

この議論を春から相当な時間をかけてやりました。それぞれみんな仕事を持ち、生活があり、かなりこれに取りかかるのが大変でありましたけれども、相当熱心に検討したというか、相当突っ込んだ議論をいろいろやってきたのですが。

まず一番私が考えていましたのは、議論の中からはこの県民計画を具体化するには条例というものだけでは限界があるということ。条例は、例えば公害防止条例のように、何か特定の公害発生源があって、それを地域で発生しているのを除去するという事で規制するとかというような環境対策はこれまでもいろいろあったのですが、この不特定に近いくらい無限の発生源があるわけです、温室効果ガスはいろいろなところで。それで大小、さまざまにある。

そこに都道府県という地域が、具体的に規制をかける場合の難しさがあるわけです。ですから国の場合でも、このくらいのことまで6パーセントなり、目標を掲げていますけれども下げるので、ここはこのくらい石油の使用を控えるとか、電気の使用を控えるとかなくなってないんですよ。そこまでできてない。そういうさ中であって、私たちがやるのに非常に限界があるというふうに感じまして、非常に歯がゆい思いをしました。

結局その規制が難しければ、やはり新しいエネルギーの転換なり、新しいライフスタイル、ビジネススタイルをどうやって持続可能な社会に向けてつくっていくかということは、非常に重要だと思うんです。

そうなると必ず予算というか、財政が伴わなければいけない。そのときに、今度の条例は来年の2月の議会に上程するというつもりである。年内にだいたい中身をつくると。そうなると、予算を伴うようなことはできないということなんです。これの限界があって、新しく事業を、条例をつくってやる場合、金が使えないと。使うような形で、出し入れで使う場合には、もっと時間がかかるから、ここには間に合わないという話で、そこが非常に悩ましいところです。

ちょっと具体的な例を挙げますと、今日はお見えになっていませんが、検討委員の中に飯田市の方がいらして、飯田市の話をお聞きました。飯田市の場合には市としてお金を使っているわけですね。住宅用の発電機の補助をしているんですよ。相当それを進めているわけですね。それから国の事業を使って、ペレットストーブとか、いろいろな自然エネルギーとか使うようなことを、公共施設なんかで利用しているというようなことで、市もお金を使ってやっている。財政的には大変だけど、そうやって成果を上げつつあると。

今度の場合もそのように財政的な仕組みを、規制だけじゃなくて、県民、事業者に対する助成策を取って、それで誘導していくというようなことができれば、このひとつの大きな県民計画、具体的に実行できるようなことになるんじゃないかなというような予感、というような話もしたんですよ。

例えばわかりやすいのは、我々がこの中で調べて提案があったんですが、自動車の保有台数というのは、普通自動車だと長野県内に100万台くらいある。そこに年間で1,000円を乗せると、だいたい10億という金が出るんですよ。10億は全部入らなくても、そのうちの半分なり、6割、7割のお金が年間取得できれば、これを使って例えば小学校、中学校、県立高校なり、いろいろな公共施設に太陽光発電の装置をつくると。それから木製のペレットのストーブを導入するとか、一遍にはできなくても、計画的に着実に、10年間やれば、かなり

行き渡ると。それを現物を見ながら環境教育をし、あるいは私たち住民もそこで普段親しみながら、自然エネルギーの転換というができるのではないか。

そのくらいのことをバンと打ち出せれば、やっぱり長野県は、長野県という特徴を生かしてできるんだというような話になっていくだろうし、もう少し我々も生き生きとここに提案できるんですけども、残念ながらそういうものには、今の段階ではなっていないくて、将来は分かりませんが、今のところはなるべく我々の使っているものを見直して、できるものは減らすことを考えてくださいと。やったところは、いいところは公表します、できないところは理由を出してください、というそういう段階に留まっているんですね。

ですからこれをどうするかということで、こんな程度じゃちょっと失望したという意見もありまして、もっと踏み込んで罰則を含めて、もっと踏み込んだやつをやれという意見も前回にありましたけど、ちょっとそこまでできないと。ですけど、これが私たちとしてはステップになって、次に進めばいいなというふうに思って、できたら予算の過程あるいは事務事業のいろんな内容を、こういう環境配慮型とか、温暖化対策型にして、よく環境省でもいっているんですが、脱温暖化型社会に具体的に一步でも二歩でも変えていくという、そういうことがやっぱり我々としては大事なんじゃないかなというふうに思うんで、議論をしているさ中でも、この程度しかできないのかという歯がゆさと、もうステップになればいいなという期待と交じりながら、時間を使って議論をしてきたという、
でいうとそんなような、私の心情でありました。

宮本委員

私は千曲市の地域協議会の代表として、この条例づくりに参加させていただきました。県民計画のときには関わっていなかったんですけども、本当に今私も9月の半ばにうちの地域で秋祭りもあるんですが、そのころいつもコタツを出していたんですが、まだ今年はまだ出していないという状態は、決して私が若返ったわけではなくて、本当に温暖化が国レベルで進んでいるということは、多かれ少なかれ自分でも認識していると思うんですけど、一部の人は危機感を持っているんですが、一般県民の方はあまり危機感と持っていらっしゃらないんじゃないかなと思います。

それで私も、条例づくりに参加させていただいて事業者の方から、ここの条例の目玉というか一番の焦点である24時間営業とか、自販機の問題などについて、事業者の方の意見では、24時間営業の場合は、これはコンビニエンスストアはセーフティステーションになっているんじゃないかと。一晩中明かりがついていて、駆け込み寺のような安全地帯になっているというようなことをおっしゃられたり、それから自販機の問題は、全電力使用量の1%に満たない自販機の問題を、何で目の敵にするかというようなこともおっしゃられたんですけど、いろいろな意味で私たちは、利用者もそうですが、県民もそうですが、自分が置かれた立場で、できることは協働していかなければいけないと思います。

ですので、この条例に携わりながら思ったのですが、ある程度は痛み分けというところちょっと大げさかもしれませんが、ある程度ご理解いただいて、また協力していただく、一緒にやっていきたいと思いますという気持ちで、この条例に関らせていただいております。よろしく願います。以上です。

上條委員

どうも、ご苦労さまでございます。

地球温暖化対策のキーポイントは、県民一人一人の意識改革の問題だと思います。

ます。それでこの条例案の前文にもありますとおり、地球温暖化対策の問題も待ったなしだと思っんですね。このまま置いておくと、ほんとに悲惨なことになるかもしれません。

だからこのような対策を、やっぱり施すべきだろうと。ということは県民一人一人、頭の中ではある程度わかっているのではないかと思うんですが、いざ現実の問題に直面した場合には、やはり24時間営業で食べている人がいる。あるいは自動販売機を設けて利益を上げている人がいる。あるいはいろいろ営業活動をして自動車を使って、営業活動をして利益を上げているという、みんな二酸化炭素、あるいは温暖化ガスを利用しながら生活をして収入を得ているわけです。その生活態度をやっぱり根本から変えようじゃないかという、そういう問いかけなんです。それに対して厳罰をもって、罰則を付することもできるんです。条例では3年以下の懲役刑で、そういう法定刑で罰則を設けることもできるし、あるいは重税をかけるということもできるし、可能性はあるんですけどね。

ただそういうことをやって、県がほんとにそのために最大の規制を使ってそういうふうに進捗することもできるけれども、果たしてそれでできるかと、こういう問題ですし、それから厳罰化するということは、やっぱり必ずしもいいことではないんです。何を罰するかという構成要件を規定するのに非常に難しい問題もありますし、いろいろ技術的な問題もあると思うんです。

それから一番は、僕が先ほど言いましたように、県民一人一人の意識改革だと思うんです。やっぱりこの問題が、家庭の問題よりも自分の問題だと思うようにならなければいけない。それがなければ、いくら条例で厳しくやっても、やっぱり実行化されないと思うんです。やはり私たちが考えたのは、県民と対話しようじゃないかと。今のこの問題について、県を上げて、県民一人一人の意識の問題ですから、今のままでほんとにいいのだろうかということを、やっぱり短い時間、限られた時間の中でも、みんなに訴えていこうじゃないかと検討会としては考えたんです。

私はこういう問題については、余り専門的ではないし、技術的なことはほとんど知りません。ほかの委員さんは、本当にすばらしい方でありまして、そういうことでしか。だけど、そういう理解のランクに相違はあったけれども、やはり県民の方に訴えて一人一人に考えてもらおうじゃないかという、こういうところで一致しまして、今日こういう説明会が設けられたのも、そのひとつの趣旨で参加者は貴重な参加者でありまして、ほんとにこういうところから、この運動が広まっていき、それで条例のままだと、こういう意識が地域で根づいていけば、いいものになっていくんじゃないかなと思うんです。

そういうことで、この問題を県だけが考える、委員だけが考える、特定の人だけが考えるんじゃないかと、一人一人がやっぱり考えていい方向へ持っていこうじゃないかと、こんなふうに思いました。ひとつひとついい策がいっぱい出てくると思うんですが、やっぱりその正否を決するのは県民一人一人の意識改革だと思います。そういうことで、一緒に頑張ってみませんか、ということ。以上です。

高木委員長

今の上條委員さんは弁護士さんでいらっしゃるの、法律の面では我々を随分助けて、法律上のいろいろなことについて我々は助けていただきました。最後に私はたまたま、(地球)温暖化防止(活動推進)センターが県に対して出した地球温暖化対策第一次提言書のときも、県民計画のときも、この条例のと

きも、ずっと一貫して関わってきた3人ぐらいのうちの1人なんですが、我々その3人を代表して言うならば、その3人で絶えず意識していたのは、第一次提言書なり県民計画というので我々が言いたかったことを、できるだけ残したい、どうやってそれを具体化するかを、この条例で考えたい。でも川妻委員さんがおっしゃったように、条例にするととなかなか最初考えていたようにはなかなかいかないものだなと、現実の壁もありました。だけどその中で、やっぱり県民計画なりの中でずっと言ってきたことの、基本精神みたいなものはやっぱりこの条例の中に残していきたいんだということで、つくってきたつもりです。

でき上がったものを、さっきも申し上げていますが、県民に対して、あるいは事業者に対して、今この問題がどんなに大変なのかということをはっきり認識してもらって、自主的に努力をしてくださいというのが、簡単に言えばメインになっています。条例としてそれでいいのか、もっと強力な罰則規定とかも含めた、あるいは予算措置も含めたものを、きちんとつくるべきではないかという意見は相当ありまして、それは全くそのとおりだと思います。

ただ現実問題としては、この今回のスケジュールではそれはできなかったもので、一番最後のところに条例の見直しというところで、施策の実施状況及びその評価等を踏まえて条例を見直すんだと。2006年の2月の議会と2006年の4月からとか、そういうようなスケジュールで実際に実施されていて、じゃあ2、3年経って増え続けていたらやっぱり必ず見直しをして、そのときにはもっとかなり厳しい義務化がかなり課されたものにしなければ、京都の議定書すら守れないという、県民計画の中で出した2050年までに50パーセント削減という方向すら向いていないんだとしたら、それはもっと厳しいものにしなければいけないと。それとすれば、事業活動や県民のいろいろな生活に対しても、さまざまな影響がもっと強く出てくるというものになるかもしれません。ほんとはそれしかないけど、しなきゃならない日が来るかもしれないということをご理解いただいた上で、なるべく自主的に自分たちのできることはきちんとやろうよというところからスタートして、少なくとも大目標である2050年マイナス50パーセントの方向に、みんなが向けるといいなというのが私の思いでございます。

県 民

はい、ありがとうございました。

それで、今ある話というのは、私はすごく貴重なことだと思っていて、こういう機会を多くの人に知っていただかなければいけないんじゃないのかなと私も強く思います。ですからちょっと県の方に、ご注文させていただけるとすれば、こういうウィークデーのこのような時間に設けるといのは、ちょっといかがなものかという感じがひとつあります。それでやるとすれば、やはり土曜日とか日曜日とか、あと例えば県域も4つぐらいですけれども、もう少し細かく、小まめに開催していただくということで、裾野を広げていただいたほうがいいのかと思います。

それとあと、やはり委員の方々のこういう思いというのは、やっぱりいろいろな機会伝えていただく必要があると思います。例えば今、県の番組などを見ても、田中知事しか出ていないというような状況もありますから、そこら辺が例えばおいおい、いろいろ一般の方々県政に参加している、そういう貴重な方々の意見というのを、伝えていく努力というのが必要なのかというふうに思います。私もちょっと出先でいろいろやってみますけれども、特に

それを感じておりますので、そこら辺をお願いしたいと思います。

それからあと、ちょっと条例の中で少し気になっているのは、観光旅行者という言葉が出てくるんですが、県民とか事業者という非常に大きなくりの中で、なぜ観光者なのかなというのが、ちょっとそれが非常に大きな疑問として、意見書の中では感じました。

あと全体をとおしては、やはりこれから事業者の方々、具体的にやる方々に、いろいろどういうふうにやっていくのかというのを問題提起をして、それを実現化するために、それぞれ努力をするということですので、まず問題意識を持ってもらうということでは、非常に私は第一歩としていい条例だなと思っております。

それであともうひとつ思うことは、やはり公表するということで、いろいろなところに出てきますけど、事業者がそれを守ることによって公表されて得るといって、満足感。企業の満足感というのはどういうことかということ、自分を企業をつくるブランド上がるとか、イメージが上がるとか、そういうことだと思うんですけど、そういうことに関して、やはり積極的な動機付けみたいなところまでいけるような仕組みというのは、非常に大事だなと思います。例えば、県が直接できないとすれば、活動センターの方にそういう広報的な予算を渡すとか、そういう具体的な表に見せるということで、ブランド意識を上げるというようなことというのは、やっぱりこれからもうんと重要だと思います。ですから今、観光ブランド局ということで、県の方で今、積極的にやっておられますけど、そういうやり方というのはやっぱり第一弾が観光だといえ、第二弾は環境とか、第三弾は福祉とか教育とか、そういう形で、観光だけに終わるのではなくて、長野県をPRするブランドづくりというのは、いろいろなそういうセクションとかチャンネルがあってもいいと思いますので、そういう点ではやっぱり環境というのは長野県のブランドにもなると思いますので、そこら辺の位置付けというのも、これから第二弾、第三弾の中で動機付けという意味では、何か必要なことじゃないのかなというふうに感じましたので、ぜひそこら辺もよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

高木委員長

最初の観光旅行者その他の滞在者というのは、要するに長野に観光に来て、エネルギー浪費型の観光じゃなくて、長野に観光に来る方ほとんどは、豊かな自然とかというのがやっぱり大きなキーワードになって来ているわけですから、自分は豊かな自然を楽しみながら、自分はその自然を破壊するような行為をするのは慎もうというようなイメージを持ってもらうために、例えば旅館とかタクシーとか駅とかいろいろなところに、長野県は観光そのものもエコを目指したものを、現在展開中ですよというようなことを、ステッカーを張ったり、いろいろな形で理解をしていただこうと。

例えば、前に事業者と話し合いをやっていたのですが、タクシーとか観光バスというのは、我々から見ると不必要にアイドリングをしていると。客待ちのときも、ずっとアイドリングしているじゃないかと。それに対してはやっぱり、電車から降りたときにタクシーの中やバスの中が夏暑かったりすると苦情がくるんだというようなことがあったので、例えば長野県は環境にやさしい県として、観光旅行者に対してもこういうもの、こういうことを協力お願いしますよというステッカーなり、パンフレットみたいなものをお見せすることで、それだったら5分くらい我慢するかというような理解をいただきたいというよ

うなことを、今意識してやっているんです。

観光旅行者というのは、確かにとっぴな感じは若干ありますので、この言葉がいいのかどうか、というのはまた考えさせていただきます。

事務局

私は昔、県の観光に携わっていたことがございまして、昭和40年代の後半ですか、「さわやか信州」という観光キャッチフレーズがありまして、他県でそれにまねたいろいろなキャッチフレーズを考えた。長野県「さわやか信州」に負けたと。ほかの県は、もう観光キャッチフレーズ「さわやか信州」というのには勝てる言葉がないという評価がありました。

ここで観光旅行者と言ったのは、長野県というのは昔1億何千万人という観光旅行者を迎えた。長野県の自然観光というのは、非常に大きなウエイトを締めていた時代もありまして、そういったことからすると、この温暖化というのは、長野県の持っている自然のすばらしさを失ってしまう、ひとつの要因かなというのがあります。多少減ったとはいえ、住まわれている方以外で遠く長野県に足を向けてくださる方は、一番の代名詞は観光旅行者かなと。それをひとつ出したのと、その他の滞在者。ビジネスで見える方もいらっしゃいますので、そういったことで、こういったものもいいのかなと。

例えば京都市がつくった条例でも、同じような観光客というのをひとつの大きな代名詞として袖摺り合うものじゃないですけど、長野県に足跡を残した方にはということで、例示的に挙げさせていただいたんですが、ふさわしくないかは条例化するときに適切な言葉があるかもしれないんですが、ここでは一応イメージ的にはそういった部分で、皆さんに受け入れていただけるんじゃないかなというような思いが、事務局としてはあったということでございます。

川妻委員

ちょっといいですか。ちょっとその件でつけ加えたいんですが、私は14年前に東京や横浜からこちらの方へ移して仕事を始めて、長野県内の中では自然や文化財、いろいろ守るために非常に努力している人と、それからもうなれ親しんで、長野県の自然や価値について十分認識してないんじゃないかという、景観も含めて、現象にたくさんぶつかりました。

観光客の人にも、今、委員長が言われたように協力をお願いするという人と、それからこのすばらしい景観や自然の宝庫を大事に思ってくださいる方は、一緒に長野県を守り育てるための応援者として、この条例の趣旨がうまく伝われば、守るだけじゃなくて、今の壊れつつあるとか危ないところについて、どんどん言っていただいて、そういう声で長野県も変わっていくというか、そういう要素両方あると思うんです。うまくいけばそういう力を、開発というわけじゃないんですが、その力も借りて、それでこういうふうにはリピーターになっていただいて、一緒に守っていくという、そういう日本の宝としての長野県という要素も大いにあるんじゃないかなと思うんです。

事務局

ほかにございますでしょうか。

県民

県民の ということで、お願いします。

さっき さんもおしゃっていましたが、広報という問題が非常にうまくいっていないんじゃないかと思えます。今日、これだけせっかくお忙しい委員の皆さんが、こうやって出てきていらっしゃるにもかかわらず、これだけしか集まっていない。どういうふうには広報されたのか、その辺がちょっと疑問

なんですけれども、多分信濃毎日新聞の10月29日の記事ぐらいしか、ほかの方には目に入っていないんじゃないかという感じがします。

これで、まずひとつの問題は、これで県民の意見の聞いたんだよということをおうとしているんだとしたら、それはまた大変な問題であって、開かれたとか、県民の声を聞くとかというのは単なるパフォーマンスでしかないのかなと、そういうふうに言われても仕方がないのかなという思いがします。まさにさんおっしゃったとおりに、平日ではなくて一般の人が参加しやすいときに、ほんとに委員の皆さんは大変だと思うんですけど、そんな機会がきちんと周知されて持てるのが大切だなと思っています。

それからもうひとつ、広報の中で2003年に県民計画が発表されたんですが、その県民計画がどのくらい程度県民に知らせることができたのか、それはほんとに心もとない限りでありまして、先ほどの減CO₂プランというのが言われましたけれども、このチラシができるのに2年かかってます。その間全く何もされていません。県民計画をくださいといっても、そちらで印刷をしてください。そういう答えしか返ってきませんでした。これでいったいどうやって温暖化対策を推進していく気持ちがあるのか、本当に疑問に感じました。それが広報に対する意見です。

それからたまたま私は温暖化センターの事務局におりますので、そのほうから申し上げますと、もうひとつ、もうちょっと総花的なんで、ほんとに実効性のあるものにしていただきたい。例えば先ほどの広報につきましても、2003年に出たときには温暖化対策の内容というよりも、24時間営業とかそれから自販機の問題だとか、木製ガードレールだとか、ことに木製ガードレールなんていうのは、温暖化対策に果たしてなるのか。これは景観の問題であって、筋が違うんじゃないかというふうに感じますけども。

言ってみれば目立つことだけに目が行ってしまって、実際にCO₂の削減をどういうふうにしていくのか。そういう具体的なことへの踏み込みというのは、全くなされてこなかった2年間だったと思います。例えばもし24時間営業が、規制するのがいいのだとするならば、それに対して県レベルできちんとした調査をしたりしているかということ、それもしていない。そういうようなことで、まずもうちょっと具体的に絞って実行の上がるものにしていただきたいということをお願いします。

それから、たまたまセンターのことが書いてありますので、それについて申し上げますと、非常に大きな期待を寄せていただいています、それに対しては心から感謝を申し上げたいんですけども、先ほども川妻委員さんのほうからお話がありましたように、全く財政的な支援というものが、何か心もとない。現在、県から研修派遣という形で2名来ていただいておりますが、そのほかに補助事業という形で、若干の支援をいただきますけれども、補助事業で支援をいただきますと、それと同額、たまたま親団体が長野県環境保全協会になっておりますけれども、協会の方から出さなければいけない。例えば200万円の温暖化対策をしているグループや活動に支援をするというふうに事業があるんですけど、それに対して県からの補助金の200万円に対して、200万円拠出しなければいけないというような、そんなような形になっていまして、大変財政的にも負担に、支援が非常に心もとないと思っています。

いろいろな問題についても、私どもの方で推進員さんの活動を一生懸命支援をしようと思ってやっておりますけれども、リーフレットを取り寄せて差し上げるとか、そんなようなことしかできないんですね。

先週の土曜日、日曜日にたまたま白馬で環境ウィークをやっておりまして、あまりそれほど人は集まってはいませんでしたけれども、推進員さんが一生懸命やっている。結局私どもの応援してあげることがほんとに限られていて、相当その推進員さんたちに財政的な負担をかけてしまっているなどと思っても、それを応援する手だてがない。そんなことが現実でありまして、非常に期待をしていただくのはよろしいのですが、もうちょっとそれに伴った支援をお願いしたい、そんなふうに思います。

高木委員長

多分ほとんどが私が答えるよりは、事務局が答えた方がいいかというご質問です。

その中のひとつ、この時間帯の設定等についてのご意見がありました。実はそのことは我々も認識をしております、もう一回こういった説明会を行うチャンスがございますので、そのときには土日という設定になるか、平日の夜間とか、要するに仕事が終わった時間以降にするかということは、検討中です。今、どういうふうにするかということは多分答えられないと思いますが、4か所でいいのかということ、もちろん4か所で足りるとは思っていません。委員会の中では、ある県では100回ぐらいやったぞという話もありまして、それは現実に関から100回すると毎日やっても2月の議会に間に合うかどうかという話もあったりするので、100回というのは難しいでしょうけど、できる限りそういった声には応えていきたいということは、我々事務局の担当の皆さんを含めて理解はしているつもりです。

あとは、説明に対しては私からはちょっと、そちらから。

事務局

さんのご発言なんですけど、私どももできる限りのことはいたしたいと思っております。何度も言って、やっておりますように、センターと県というのは言い古された言い方ですが一緒に車の両輪として機能していかなければいけないなと思っております。

ただこんなことを話していいのか、財政不如意な折でございまして、できる限りのことはいたしたいと思えますけれども、満足できるようなことはできないかもしれない。その辺はまたご相談申し上げまして、今後ともなるべく温暖化対策というのは全庁的に横に刺さった問題でございまして、大きなテーマでございまして。そういった認識は職員だれしもが持っていると思えますので、そういった観点から進めてまいりたいと思えます。

広報がうまくいっていないということでのおしかりもいただきました。できる限り媒体を使いたいということでは努力はしているのですが、決まってからの時間、予定どおりに進むかどうかという部分も、なかなかはっきりしないことがございまして、この2月の議会にというのも、単に事務局サイドの願望でございまして、委員さん方もそういったことの、我々のお願いに聞いていただくような形でお考えいただいておりますけれども、私どもとすればいろいろいただきました夜間ですとか、土日ですとか、ことあるごとに皆さんにご出席いただけるような形で計画はしていきたいと思えます。この辺については、また委員さん方とご相談申し上げまして、ほんとに決まってから長い周知期間が取れればいいんですが、なかなかそれも思うに任せないものですから、ご提案に沿えるかどうか、努力はいたしますけれども、そんなことでご容赦いただきたいなというふうに思います。

高木委員長

もうひとつちょっとさっき言い忘れました。実行の上がるものに絞ってというお話です。そのことについては我々も深く、重く受けとめておりまして、とりあえず骨子(案)の状態のときにその意見をいただきました。

じゃあどれにするんだというのを、どういうふうにすればいいのかということについて、残念ながらそのご意見をいただいてから、今日までの間に時間が余り無いために、具体的にこれとこれを前面に打ち出してやるんだとやっていくのか、今、割と総花的というお話もいただいておりますが、そのまま行くのかということについて、きちんと詰める時間が残念ながら今のところはまだ出てきていませんが、もっと絞り込んでわかりやすく実行の上がるものというご意見については、今後も我々の宿題として検討させていただくつもりです。

上條委員

今、広報が足りないということについて言われましたが、ちょっと私も事務局に問題を提起したいということがありますが。私も先ほど言いましたように、やっぱりこの問題は県民一人一人がどれだけその気になるかが成功の鍵を握っていることはもう間違いない。今、こういう問題は県民計画を始まってから、今回こういう委員会の作業などを含めて条例化を目指しているのですが、こういうことを県で行われているということを知らない人がほとんどじゃないかと思うんです。関心のおありの方は多分ご存じです。一生懸命やっています。でも全く知らない人はほとんどじゃないかと思います。この人たちを、今のまま置いておいて、来年2月に条例化するよ、はいできました、守ってくださいねと言っても、多分無理だと思うんです。

今、こういう作業をしているということ、いかに県民に知らせるかが重要だと。そのための方法は幾つかあると。例えばこのような説明会を開く、これも重要な手段だと思います。ただ委員長さんが言われたみたいに、100回できるかといったらできないからと、何回だねというふうに限界があります。テレビが入っても、限られるでしょう。

それからインターネットで広報するというのもあるかもしれませんが、それもやっただいていてと思うんですね。それから私はテレビとラジオを使うというのがいいんじゃないかと。テレビとラジオを通じて、こういうことをやっていますよということ、県が訴えるということは、来年の2月までできることだし、目から耳から入ると非常に有効な手段だと思います。

「現在、長野県は地球温暖化対策で条例づくりを準備しています。皆さん一人一人の問題ですから一緒に考えましょうね。」とかという、こういうものをちょっと考えまして、それをテレビ、ラジオで流していただいて雰囲気づくりをする。そして知ってもらおうという、こういう作業はいいチャンスだし、条例ができてから守ってくださいねというよりも、一緒に考えませんかという、そういうスタンスで、つくる前からみんなでやろうよと訴えた方がはるかに親切だし、受け入れやすいと思うんです。

そういうテレビ、ラジオの媒体を使うということ、PRをやっぴり県も緊急に考えていただけないかと思うんです。ただ問題は先ほどから出ている予算です。予備費を使うことにもなるんでしょうけれども、果たしてそういう予備費が出るかどうか、それから議会の承認とかいうことがあるかどうか、あれなのですが、その辺は条例をつくって成功させると。守ってもらって、この問題をやるという以上は、そういう心構えで、そういう手続きをとって、そんな華美になる必要はないと思うんです。だれか有名な女優さん呼んできて、にっこ

りほほ笑むなんてことは必要ないと思うんです。やっぱりまじめに取り組みましょうと、こういうふうに関心する内容でつくっていただければいいので、そんな女優さんはいりません。

そういうことで、何か考えていただいてもいいんじゃないかなと。11月、12月、1月くらいの3カ月で、どれだけ周知徹底を図れるか。県民の声が上がれば上がるほど、議員さんたちもちょっと否決できないかと、こういうふうに関心するし。県民が支えるかどうかですよ、やっぱり。県民が知らないところで、議員さんは「私は知らないよ」と、こういう姿勢を取られると思うので、こんなことを言ってしまうと議会の方にも失礼になるかもしれませんが、議会を支えるのは県民ですよ。そういう根っこをつくるという意味でもPRというのは、緊急の課題ではないかなと思われるので、ちょっとご検討いただければと思います。

すみません、よろしくお願いします。

宮本委員

今の上條委員さんのおっしゃったことに同感なんです。同じくテレビと聞いても、見ていない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ新聞の県民のページとかという信毎に半ページのものがありますよね。あそこにも何行でも載せていただくとか、それからテレビでしたらケーブルテレビとか、地域の新聞にもこんなことをやっていますということ、載せていただくようお願いすることはできないものではないでしょうか。よく私が地域で何か活動をするときはお願いして、そこへ載せていただくようなことをしていますので、そういう細かい配慮をしていただければありがたいなと思います。

よろしくお願いします。

事務局

皆さんからの、きついおしかりをいただきました。ありがとうございます。実は確かに足りないなというのがあります。こちらでもお願いしておりますし、今、宮本委員からも言われましたけど、例えばミニコミ誌とかいろいろなもので、できればマスコミの方に書いていただく、パブリシティの利用というような観点もありまして、まだ12月の後でも県民の方に地区の説明会を開催しますので、そういった告知ですとか、あと露出度 いろいろ検討してみたいと思います。

ただ上條委員さんも言われましたように、経費的なものがかかるのは場合によってはこれからだと困難な部分もあるかもしれませんが、その辺を相談しながらなるべく委員の皆さんの意に沿うように努力してまいりたいと思います。

県 民

すみません、中野市の といいます。

今、県のPRが足りないという非常に県の方が責められておりますが、私はここに来るまで大変申しわけないんですが、実は自動車に来てしまいました。その自動車の中でSBCのラジオを聞いていましたところ、今日のこの説明会のPRのことが流れていました。残念なことにまだ時間が少しあるにも関わらず、長野会場の日時、場所についてはうたっていないので、この後3時から佐久ですかね。それと7日の説明会があるよというPRが聴取できました。来る途中気がついたので言わせていただきます。

それと条例案の骨子の細かい点について戻ってしまって申しわけないんですが、8ページ、9ページで、8ページの一番上cで、一定要件以上の駐車場

の設置者についてアイドリング・ストップの実施を周知すると、これは義務付け。9ページの一番上の、自動車販売業者は環境情報の提供を説明する、義務付けと。もうひとつ、9ページの一番下、一定規模以上の家電販売業者が省エネルギーレベルを表示し、購入者に説明する、義務付けとなっておりますが、これについて、ほかの義務付けのところは県はその概要を公表するのかなっております。しかし実際やっているということについて、検証というのか、検証と言えは悪いほうに取られてしまうかもしれませんが、積極的に説明しますよと、積極的にPRしますよというところを、何か公表していただいて、事前に県民がそれを見て、あそこは積極的にやっているから、あそこの店に行ってみようかと、そういうふうになればいいんじゃないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

それと6ページの一番上の段aで、全ての24時間営業を行う事業者となっておりますが、先ほどの説明を聞き違えていたら申し訳ないんですが、業種指定を行うかどうかという話だったと思うんですが、前回の骨子(案)のときには、スーパー、コンビニ、病院、工場等、すべての事業者が対象になりますよと、確か言われていたような気がするんですが、その点変更になっているのかどうかと、その中段で、イの協定のところで、一番頭に「県は、必要に応じ」となっておりますが、この「必要に応じ」というのはどういうことかということと、下から2番目、「関係者の意見を聞いて」と、関係者というのがどういう方を想定しているのか、ちょっとお教えいただければありがたいのですがお願いします。

高木委員長

ページを追って、話をします。6ページ目の、最後におっしゃられていた24時間の、例えば病院とかどうなんだということに関しては、前は例えば病院も含めてそういうことをするというつもりで書いてはおりません。現実問題としては、病院も確かに24時間営業をやっていますが、病院に対して他の、例えばスーパーやコンビニと同じように扱うのはあまり適切ではないだろうという認識であります。

具体的に、どういう業種に対して最初に縛りをかけていくのかということに関しては、まだ未定ですが、イメージとしてはスーパーやコンビニのようなどころから入っていくと。居酒屋さんはどうなのか、それからカラオケ、それからレンタルCD等々、いろいろな業務がありますので、そういったものについて具体的にどういうふうにするのかというのは、まだこれから検討させていただきます。むしろいただきたいのは、例えばこういうものに対しても、かけたほうがいいのかというような意見をいただければ、それは参考にさせていただきます。何かありますか。例えば、こういうのはぜひやるべきだというのがもしあれば。

それからイの「必要に応じ」というのは、必要に応じというのがどういう意味なのかということについては、多分そんなに深い意味はなくここに書いていて、要するに具体的にはよく分かりませんが、例えば一定の事業者と協定を締結するときに関係者の意見を、やっぱり周りの住民の意見を聞く必要があるかもしれないし、あるいは事業者と県で話し合えば済むことかもしれないし、いろいろなことがあります。必要に応じてとか、関係者の意見を聞いてという言葉が入っているだけで、この言葉を使って、何か必要がないから協定を締結しないんだとか、関係者の意見という言葉を使い訳の理由にするつもりで書いてはいないです。

それから駐車場とか、自動車販売業者とか、家電販売業者に対して義務付け

しているのに対して、公表という項目がないのはどうしてかというのは、確かに現実に駐車場でアイドリング・ストップの掲示をしたかしないかというようなことの報告を受けることはできるので、それについて公表するようなことはできる可能性はありますね、確かに。この辺に関しては、今後、公表の手段がどうやったらいいのかということは、我々の中で検討をさせていただきます。ちょっと気が付いていなかった点かもしれません、ありがとうございます。

あと何でしたっけ。一応お答えできましたか。

県 民

さっき僕も質問したんですけど、どうやって啓発していくかという、啓発活動するかというのを、今、広報うんぬんという話もあって、ひとつのアイデアなんですけども、県で総枠をつくって、例えば基準年度が1,400万トンで、これより6%削減するんですよ。だからその総枠をガソリン換算すると、計算してみましたが大体1人2トンになります。計算間違いがなければ1人大体2トン、赤ちゃんもおじいちゃん、おばあちゃんも入れて2トン。だから超えた分、正確な数字はわかりませんが6パーセント削減目標を総枠で決めて、1年間トータルしてみても、超えた分について何らかの形で税金を課すと。削減が目標を下回った場合何らかの形で税金を還元するというように、お金を動かさないとみんな関心が向かないと思うんですよ。

今日開催するにあたって、別に平日やろうが夜やろうが、これの100倍来るとは思えないので、要するに関心が無いんです。ここに来ることが損か特かという、それだけですから。お金が動くとどうしていいかというと、税となると全員に関係があることで、我関せずとはいかないと思うんですよ。これらは広報を何回も繰り返すよりも、1回ころんと言っちゃえば絶対マスコミが動きますから、これはすごい宣伝効果になるんじゃないか。いい悪いは別にして。条例は通らなくなるかもしれないですけど、でもそのことに関して関心を持たせるという意味では、税金のことを絡めて何とかできないかな、所得税みたいに前年度の所得から割り出す住民税みたいに、何かそういうシステムをつくって税の形で取るようにできないかなと。個人事業者は無理じゃないかなと思うかもしれませんが、個人事業者だって確定申告しているはずですから、それに合わせて何か出せるようなシステムを県の方が考えてやってみる。そういうことはこっちは素人ですから、県でのこととかというのは、どういうふうにかければいいとか、どういうところまでは県でかけられるのかというのは多分詳しいと思いますので、そういう方向を提案したいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

その条例の検討の際に、委員さんの中からも課税というご意見は多々ございました。実は税金、他県で森林税みたいなもので、個人住民税に千円上乘せとかやっておりますけれども、税には課税客体ですとか、公平性ですとか、デザインというんですか、それに非常に手間取る。なおかつ県民の方のコンセンサスというのも手間取るということで、今ここで税も合わせてというと、2年、3年先に行っちゃうんじゃないかと、そういう危惧がございまして、このところで調査研究というところで、今後やっていきたい。また県の方でも、森林関係のところでは温暖化防止という観点も盛り込めるかもしれない。ですからそういった動きも合わせてみると、税のことについては今後研究させていただきたいということでお話を申し上げてございます。

引いたと私は思っているんです。

でもこの環境問題は持続・継続で、つくらないよりつくった方がいいし、やらないよりやった方がいいと、そのくらいの気持ちでないと、この環境温暖化の問題はやっていかれません。いずれにせよ、長い間集中的にやっていただいて感謝を申し上げます。これはほんとの気持ちです。ありがとうございました。

事務局

それでは、ほかにはどうでしょうか。だいぶ時間をオーバーしてしまいました、申し訳ございません。

質疑応答はここで閉じさせていただきますが、骨子に対するパブリックコメントにつきましては、14日まで受け付けておりますので、ファックスあるいはメール等で、今日ここで言い忘れた、あるいは新しく出た意見はどしどし事務局のほうへお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで閉会といたします。

— 同

ありがとうございました。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)